

記入例

《転勤等により新しい事業所で特別徴収を継続するとき》

給与支払報告書 にかかるとして特別徴収 にかかるとして給与所得者異動届出書

◎異動があった場合の、提出はお早く！

平成29年1月1日以後に異動のある方の届出には給与支払者の法人番号又は個人番号と給与所得者の個人番号の記載が必要となります！

大洲市長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名 (名称)	株式会社 大洲商事				特別徴収義務者 指定番号	12345			
令和 5年 8月 5日 提出			所在地	大洲市大洲〇〇番地				連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	所属 人事課給与係 氏名 大洲 花子 (電話 0893-24-2111)			
			法人番号又は個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				給与所得者				
受給者番号 (整理番号)	123	氏名	大洲 太郎		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴収税額の 徴収方法		
個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	生年月日	S58年 4月 12日		千 円	6月から 8月まで 千 円	千 円	R5・7・31	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 合併・解散 7. 職 勤 職 欠 亡	① 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付)		
1月1日現在の住所	大洲市長浜〇〇番地		30	000	7	500	22				500	
現住所	給与の支払を受けなくなった後の住所 同上											

(ア)特別徴収税額通知書に記載されている年税額
(イ)何月分まで特別徴収されたかとその合計額
(ウ)残りの税額を記入してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与または退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	備考	※退職の日が1月1日以降4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、5月31日までの間に支払われる予定の給与又は退職手当等が残税額を超えるときは、必ずまとめて一括徴収してください。
1.異動が 年12月31日までで申出があったため(月 日申出)		千 円	一括徴収した税額は 月 日 納期で納入します	市町村記入欄
2.異動が 年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため		千 円		

◎特別徴収継続の場合は、新しい勤務先（転勤先等）を次の欄に記載してください。

月割額 2,500円を 9月分から徴収するよう連絡済です。	給与支払者 (特別徴収義務者)	法人番号又は個人番号 フリガナ	ナガハマサンギョウ				特別徴収義務者 指定番号	54321				
受給者番号		456	名称	長浜産業 株式会社				連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	所属 総務課給与係 氏名 長浜 太郎 (電話 0893-52-0000)			
			フリガナ	郵便番号	〒795-0000		所在地	大洲市長浜××番地				

転勤等により新しい勤務先で特別徴収を継続される場合は、必ず連絡調整を行い、その名称、所在地、電話番号等を記入してください。